

考古学からみた三つの文化財 インターネット情報をふまえて

平口 哲夫（金沢医科大学）

1. 城跡・庭園跡・水道跡

金沢城址・兼六園・辰巳用水は、考古学的には城跡・庭園跡・水道跡に分類される。奈文研の遺跡データベース<http://acd.nabunken.go.jp/Open/iseki/keii.html>（237402件、2001年10月16日現在）において、城跡・庭園・水道をキーワードに、それぞれ遺構概要フィールド指定で検索してみると、城跡7857件、庭園43件、水道18件という結果をえた。

城址を名称フィールド指定で検索すると11件、遺構概要フィールド指定で検索すると1件がかかるので、同データベースにおいても用語統一が徹底しているわけではないことが分る。

上記の庭園43件には、兼六園は含まれていない。フィールド指定せずに「兼六園」という言葉で探してみると、兼六園遺跡が表示される。しかし、この場合の兼六園遺跡とは、『石川県遺跡地図』（石川県教委，1992）に示されているように、今のところ、兼六園という固有名詞をもった縄文・江戸時代の遺跡（種別：散布地・屋敷跡）として認識されているだけである。発掘調査によって庭園遺構が確認されれば、兼六園も庭園跡または庭園遺跡として位置づけられることになる。庭園遺跡を名称フィールド指定で検索してみると、雪舟庭園遺跡（島根県鹿足郡柿木村）と津軽山革秀寺庭園遺跡（青森県弘前市）の2件しか表示されない。ちなみに、検索エンジン Google <http://www.google.com/intl/ja/>で庭園跡をキーワードに検索してみると約427件、庭園遺跡をキーワードに検索してみると約82件がかかった。

遺構概要フィールドで水道18件がかかったといっても、一本木遺跡（石川県穴水町）のように「1989年水道工事により一部損壊」と入力されているために検索にかかる例もあり、そのような例を除き、水道跡・水道遺構・水道施設などの遺構を意味する用語が含まれているものに限定すると13件となる。石川県に限れば、以下の2例となる。

1. 金沢市昭和町遺跡：市報122〔近世-礎石建物・掘立柱建物・井戸（水溜含む）21・桶場などの土坑200以上・庭園（池）1・道路3・側溝2・家敷割溝2・水道施設3、近代-旧鞍月用水1〕。市報129〔江戸-掘立柱建物・土坑（室）・石組み井戸・区画溝〕。
2. 金沢市醒ヶ井遺跡：市報129〔弥生終末-溝、近世（18世紀）-土坑・溝、近代-井戸・土坑〕。市報134〔近世（18世紀末）-土坑、願楽寺のゴミ穴か〕。市センター報145 第3次〔弥生-溝、近世-井戸・土坑・水道管・用水〕、第4次〔弥生後期末-溝、近世-溝・土坑〕。

用水遺跡をキーワードに名称フィールド指定で検索すると、二所宮日詰用水遺跡（石川県志賀町）など4件がかかるが、この用水遺跡というのは、用水跡ではなく、用水という地名をもった遺跡を意味するにすぎない。ちなみに二所宮日詰用水遺跡は、平安時代の遺物散布地であり、現状が用水ということなのである。驚いたことに、フィールド指定せずに辰巳用水というキーワードで検索してみると、金沢城跡がヒットする。これは金沢城跡の遺構概要に辰巳用水という言葉が入力されているからである。

水道遺跡という言葉は、このデータベースでは使われていないが、Googleでは9件がかかる。ただし、1件は水道跡とは関係がなく、「地中埋設物（電気・ガス・水道・遺跡など）」という表記のゆえに検索にかかるだけである。6件は国外の遺跡であり、2件だけが国内の遺跡（「江戸の水道遺跡」と「上代水道遺跡」）に言及したものだ。

城跡・庭園跡・水道跡を包括する用語に土木遺産がある。土木遺産をキーワードにGoogleで検索してみると、約758件がかかる。多くは近代遺産関係のものであるが、近世を中心に古代から現代までを扱った大阪府立狭山池博物館のホームページならびに常設展示案内図録は見ごたえがある（<http://www.sayamaikehaku.osakasayama.osaka.jp/>）。

2. 辰巳用水と埋蔵文化財

辰巳用水が発掘調査によって明るみに出た埋蔵文化財であったとしたら、大発見として全国的なニュースになり、考古学者を中心とした強力な保存運動も展開するに違いない。ところが、考古学者どころか近世専門の歴史学者の間でも、なぜか辰巳用水の保存運動は盛り上がり欠けるようだ (<http://www2u.biglobe.ne.jp/~saigawa/hiragushi2k9a.html>)。

ところで、遺跡の保存問題で論議をよぶ言葉に「記録保存」がある。いわゆる「記録保存」というのは、記録後破壊を意味し、はなはだ欺瞞的な言葉だ。「記録保存」に対してよく使われる言葉に「現状保存」がある。「現状保存」は、狭義には発掘調査をしないで(発掘調査も程度の差はあれ破壊を伴うので)現状のまま保存することを意味するが、発掘後の「現状」を保存するという場合もある。後者を「発掘後保存」と呼ぶとするならば、これと「発掘後破壊(記録保存)」との中間に「移築保存」を位置づけることができる。「移築保存」には完全移築と部分移築とがあり、部分移築には部分的に「復元保存」が伴う場合もある。たとえば古墳を移築する場合、内部施設ばかりでなく墳丘もそっくり移動させるのが「完全移築」、内部施設だけ移築するのが「部分移築」、内部移築して新しく土盛りをするのは「部分移築・復元保存」ということになる(平口1987、「遺跡“保存”の概念」, 石川考古176)。辰巳用水を移築保存(移設保存)しようという案は、上記の分類でいえば部分移築に相当する。今も生きている用水文化財を移築するというのは、保存の名に値しない発想といえよう

3. ユネスコ世界遺産と「三つの文化財」

金沢城址・兼六園・辰巳用水を「三位一体」のものとしてユネスコの世界遺産に登録しようという動きがある。世界遺産は文化遺産(すぐれた普遍的価値をもつ建築物や遺跡など)、自然遺産(すぐれた価値をもつ地形や生物、景観などを有する地域)、複合遺産(文化と自然両方の要素を兼ね備えているもの)の三つに分類されている(世界遺産 WORLD HERITAGE <http://www.unesco.jp/contents/isan/>)。「三つの文化財」を世界遺産に指定するとしたら、文化遺産がもっとも可能性が高いが、複合遺産としての性格も備えているように思う。

兼六園は特別名勝、金沢城石川門・三十間長屋は重要文化財として国指定されているが、金沢城跡全体として指定されているわけではなく、辰巳用水に至っては部分的な指定さえなされていない。世界遺産に立候補するには、市・県・国と段階を踏んで指定を受ける必要があり、道は遠く険しいが、目標に向かって前進していく過程が大切である。

文化庁の国指定文化財等検索システム<http://www.bunka.go.jp/pub/index.html>の名称フィールドにおいて用水をキーワードに検索すると、堀川用水及び朝倉揚水車(記念物・史跡、福岡県)と二ヶ領用水久地円筒分水(登録有形文化財・産業1次・土木構造物、神奈川)の2件がかかる。また、水道をキーワードに検索すると46件がかかる。ただし、このうち2件は、豊後水道海事博物館ならびにその堀であるから、建造物としての水道ではない。秋田県の藤倉水源地水道施設と広島県の本庄水源地堰堤水道施設の2件は、重要文化財(建造物)・近代化遺産として指定されている。その他は、登録文化財・生活関連などによる指定である。なお、水道というキーワードでは検索にかからないが、熊本県矢部町の通潤橋は、江戸時代末期に建造された水路橋であり(http://www.town.yabe.kumamoto.jp/1_0/frame1.htm)、重要文化財(建造物)として登録されている。

遺跡にせよ、史跡にせよ、遺構や建築物だけでなく周辺の景観を含めて保存するというのが理想的である。景観保存は、遺跡・史跡のみならず、自然保護を含めた環境保護の観点からもないがしろにできない。現実には、大開発とほとんど相容れないのが景観保存である。しかしながら、城下町金沢の都市開発にあたっては、できるかぎり景観保存に心がけたいものである。ましてや、必要性の低いダム建設によって辰巳用水の取水口と犀川溪谷の自然を台無しにするような愚行は、やめるべきだ。

10月21日に金沢市観光会館で開催の城下町フォーラム「再発見! 城下町金沢 まちなみと暮らし」(主催: 金沢城・城下町学際研究プロジェクト、財団法人石川県埋蔵文化財センター)のプログラムには、基調講演「金沢・京都・江戸の町屋と都市景観」、報告1「延宝古

絵図にみる町づくり」、報告2「発掘された武家屋敷と町屋」、報告3「出土品が語る暮らしぶり」、報告4「CGで甦る城下町」が掲載されている。前回、10月7日に石川県地場産業振興センターで開催された金沢城フォーラム「いま甦る金沢城 金沢城の歴史と魅力を探る」(主催:石川県教委)よりも話題に広がりを見せている。これに続く城下町フォーラムでは、さらに辰巳用水なども視野にいれた講演・報告と全体的な討論がなされることを期待する。

(以上は、2001年10月22日(月)19:00から金沢市民芸術村研修室で行われた金沢の「水と文化」市民調査会とナギの会「用水研究部会」の共催によるフォーラム「再考=金沢城址・兼六園・辰巳用水 金沢の歴史的文化財、水と文化を考える」で配布した発表要旨に手を加えたものである)